

# 多摩地区等浄水所の水道水の放射能測定結果について

表流水（多摩川水系）伏流水及び地下水（浅井戸）を利用する浄水所については週1回、それ以外の地下水（深井戸）を水源とする浄水所については概ね月1回測定をします。

最新の測定結果（採水日 5月15日）

単位：Bq/kg

採水場所	水源	放射性ヨウ素 （ヨウ素 131）	放射性セシウム （セシウム 134）	放射性セシウム （セシウム 137）
幸町浄水所 （府中市幸町 2-24）	地下水 （深井戸）	不検出 （検出限界値 0.6）	不検出 （検出限界値 0.7）	不検出 （検出限界値 0.7）
府中南町浄水所 （府中市南町 1-50）	地下水 （深井戸）	不検出 （検出限界値 0.9）	不検出 （検出限界値 0.7）	不検出 （検出限界値 0.9）
深沢浄水所 （あきる野市深沢 560-6）	表流水 （深沢川）	不検出 （検出限界値 0.8）	不検出 （検出限界値 0.6）	不検出 （検出限界値 0.7）
乙津浄水所 （あきる野市乙津 1464-2）	表流水 （大沢川）	不検出 （検出限界値 0.7）	不検出 （検出限界値 0.9）	不検出 （検出限界値 0.8）
大丹波浄水所 （奥多摩町大丹波字奥中茶 屋 498）	表流水 （大丹波川）	不検出 （検出限界値 0.7）	不検出 （検出限界値 0.8）	不検出 （検出限界値 1）
棚沢浄水所 （奥多摩町棚澤字柏の木 583-5）	表流水 （西沢）	不検出 （検出限界値 0.8）	不検出 （検出限界値 0.7）	不検出 （検出限界値 0.7）

1 検査機関：東京都水道局水質センター

2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「月日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、月日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

## 【参考】

平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。